

全国的な緊急防災・減災事業の地方負担等について

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業は少なくとも0.8兆円程度と見込まれる。

(考え方)

(1)直轄・補助事業の地方負担 ①+②=4,500億円程度

①1.3兆円程度(直轄・補助等)×概ね3割(3次補正を参考)≒4,000億円程度

②学校耐震化(1次補正)≒500億円程度

※ 阪神・淡路大震災の例

事業規模13,000億円程度 うち国費7,900億円程度 うち地方費4,500億円程度

(2)地方単独事業 1.3兆円程度×概ね1/4≒3,500億円程度

・阪神・淡路大震災時における全国防災事業(直轄・補助等)と緊急防災基盤整備事業(地方単独事業)の割合が概ね4:1(13,000:3,500)

・社会資本総合整備交付金等の効果促進事業は基幹事業の25%(全体事業費の2割)

(1)+(2)=8,000億円 ≒ 0.8兆円程度

全国的な緊急防災・減災事業の地方負担等の都道府県、市町村の割合について

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合は概ね1:1と見込まれる。

(考え方)

(1)直轄・補助事業の地方負担 ①+②=4,500億円程度

①1.3兆円程度(直轄・補助等)×概ね3割(3次補正を参考)≒4,000億円程度

3次補正における地方費の都道府県と市町村の割合=概ね1:2

・都道府県 1,333億円

・市町村 2,667億円

②学校耐震化(1次補正)≒500億円程度

・市町村 500億円

(2)地方単独事業 1.3兆円×概ね1/4≒3,500億円程度

近年の防災対策事業の都道府県と市町村の割合=概ね3:1

・都道府県 2,625億円

・市町村 875億円

都道府県 (1)+(2)=3,958億円

市町村 (1)+(2)=4,042億円

都道府県:市町村=49:51≒1:1

地方税の税率の設定について（案）

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合（概ね1：1）に合わせ、臨時的な税制措置による増収額（純増額）の比率も概ね1：1になるよう税率を設定する。

○なお、今回の国・地方のたばこ税の臨時的な税制措置による販売本数の減少に伴う減収の影響額は、市町村の方が大きいことから、税率引上げの都道府県と市町村の割合を2：3程度に設定することで純増額が概ね1：1になると見込まれる。

1. 地方税における財源確保額

①個人住民税均等割 + ②地方たばこ税 + ③給与所得控除等の見直し
 （純増分）

	1,500億円程度	+	4,800億円程度	+	2,000億円程度	=0.8兆円程度
都道府県	600億円程度	+	2,750億円程度	+	800億円程度	=0.4兆円程度
市町村	900億円程度	+	2,050億円程度	+	1,200億円程度	=0.4兆円程度

2. 税率の引上げ額

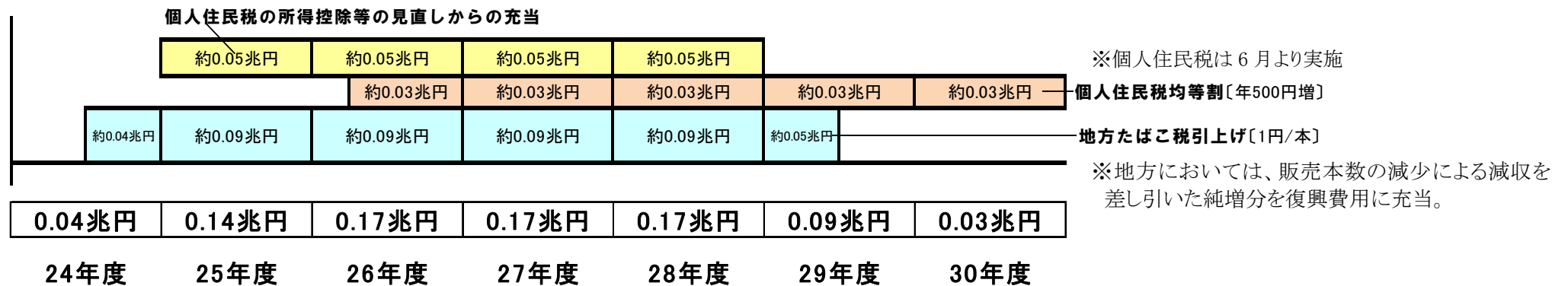
①個人住民税均等割	都道府県200円、市町村300円
②地方たばこ税（1,000本あたり）	都道府県395円、市町村605円
③給与所得控除等の見直し	現行税率どおり（都道府県4%、市町村6%）

地方税の税制措置のイメージ

- 基幹税(個人住民税)とともに、個別間接税(地方たばこ税)にも負担を求める
 - ・個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ及び地方たばこ税の臨時の引上げとともに 23 年度税制改正事項(個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約 0.06 兆円(平年度ベース))を復興財源に活用。

個人住民税均等割の引上げ $\left(0.03 \text{ 兆円/年 (年 500 円)} \times 5 \text{ 年} \right)$ $= 0.15 \text{ 兆円}$	+	地方たばこ税 $\left(0.09 \text{ 兆円/年 (1 円/本)} \times 5 \text{ 年} \right)$ $= 0.48 \text{ 兆円}$	+	個人住民税の所得控除等の見直しからの充当 $\left(0.20 \text{ 兆円} \right)$
= 0.8 兆円程度				

【個人住民税均等割の年 500 円引上げ、期間 5 年・地方たばこ税の引上げ、期間 5 年】



(留意点) 国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。

また、国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から 1 : 1 となっている。